

2020年9月10日発行

Headline

- ベイルート爆発事故
- 古い石炭火力発電所の停止と洋上風力発電の推進
- カーボン・ニュートラル
- プレグジットとプロダクト・スチュワードシップ

ベイルート爆発事故

2020年8月4日、レバノンの首都ベイルートで発生した爆発事故は、200人以上の犠牲者と6,000人以上の負傷者を出す大惨事となりました。詳細な事故原因は未だ発表されておりませんが、報道各紙によると、港湾地区の倉庫に保管されていた2,750トンの硝酸アンモニウムが爆発の原因であったと見られています。またシェフィールド大学の研究チームの調査によると、今回の爆発規模はTNT火薬換算1,000~1,500トンであったという事であり、広島原爆の10分の1に匹敵した可能性もあります。

ERMでは、安全管理において、持続的に高いパフォーマンスを上げるためには、Plant、Process、Peopleの3つのPの視点における管理と、その前提として組織のリーダーシップと組織の文化が重要であると理解しています。今回の爆発事故について、事故原因が特定されていない現時点において、事故の背景等に言及するのは適切ではないかも知れませんが、前述の「3つのP」について考察してみます。（以下、「J」内はフランス通信社（AFP）の8月6日の記事を引用しています。）

Plant – 「（硝酸アンモニウムを保管した）倉庫には壁にひびが入り、荒れ果てた状態であった。」⇒ 危険物保管庫として必要な機能・要件を満たしていない。

Process – 「この倉庫から異臭が漂い始めたため、治安当局は2019年に調査を開始。」⇒ 「貨物」を受入・管理・点検する手順が確立していなかった。

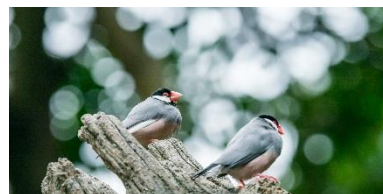
People – 「（事故発生日の週に始まった）修理作業が大爆発の引き金となった可能性がある。」⇒ 作業員の力量は確認され、トレーニングが実施されたか？作業の危険性は認識されていたか？

また報道各紙からは、政府のリーダーシップ欠如が読み取れ、この爆破事故の背景として、組織的要因が影響を与えたと言えるでしょう。

前述AFPの記事からは、当事者が危険性を認識しつつ、対策を始めた矢先に起こった大惨事であったことが分かりますが、例えば、読者の皆様の事業所では、気になる潜在的危険性はありますか？また本社の方であれば、リスクが高く安全文化が未成熟なグループ会社はありますか？そもそも海外グループ会社やサプライヤーにおける安全リスクは管理されていると断言できるでしょうか。該当する場合、「3つのP」視点を重点とした安全管理の強化を推奨します。

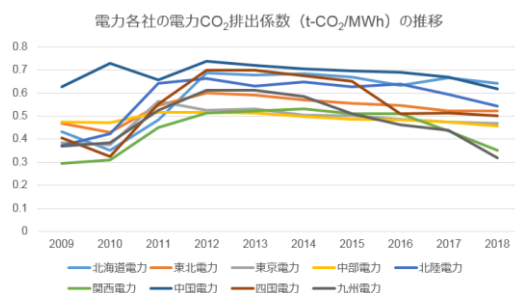
ERMではプロセス安全／労働安全衛生マネジメントシステム構築・運用支援、監査、安全文化醸成のためのコーチング、HAZOP / SILなどの専門的なセーフティーサービスを提供しています。

(西 利道)



古い石炭火力発電所の停止と洋上風力発電の推進

2020年7月3日、梶山経済産業大臣が、古い石炭火力発電所の廃止について言及しました。また、その後、洋上風力発電を中心とする再生可能エネルギーを主力電源として推進していくことも伝えられました。これらの発表は、原子力発電所の再稼働が遅々として進まない中、低炭素あるいは脱炭素社会へ向け、エネルギー政策の根幹であった石炭、石油、天然ガス、原子力、再生可能エネルギーのベストミックスの内訳を大きく変える政策転換と考えることができます。図に一般電気事業者が提供する電力のCO₂排出係数の推移を示します。



東日本大震災後、すべての原子力発電プラントが停止し、その代わりの電力供給を火力発電所が担うことになったため、電力会社のCO₂排出係数は急激に悪化しました。しかし、2012年から始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーの導入が進み、徐々にCO₂排出係数が改善してきています。この動向に合わせ、古く効率の悪い石炭火力発電所の廃止が進み、大規模な洋上風力発電の導入が進めば、系統電力のCO₂排出係数も東日本大震災以前の水準あるいはさらに低い値になることも期待されます。

日本企業への影響

近年、ESG投資やSDGsへの取り組みに対する社会的な関心が高まってきており、企業にも環境や社会への配慮が強く求められるようになってきております。特に、台風や大雨などの災害が多発かつ大規模化する中、その原因が地球温暖化問題にあると考えられており、温室効果ガス削減には社会的な関心も高まっており、企業は自社だけでなく、そのサプライチェーンまで含んだGHG排出削減に取り組み始めています。ゆえに、大企業だけでなく、中小企業を含む多くの企業がGHG排出削減に取り組むことが求められるようになってきております。こうした中、系統電力のCO₂排出係数の改善が進めば、企業の省エネルギー対策によるGHG排出削減効果は、想定より大きくなるのが期待できます。

省エネルギー対策は、GHG排出削減につながるだけでなく、企業のコスト削減かつ純利益の向上にも貢献するものです。GHG排出削減に対して、社会的に強く求められる中、省エネルギーの効果を改めて見直してはいかがでしょうか。ERMは、建物や工場のエネルギー利用状況を精査し、さらにエネルギー需給状況等も考慮し、費用対効果の高い省エネルギー対策とGHG排出削減対策を提示するとともにGHG排出状況に関する情報開示も支援できるサービスを提供しております。

(安部 裕一)

カーボン・ニュートラル

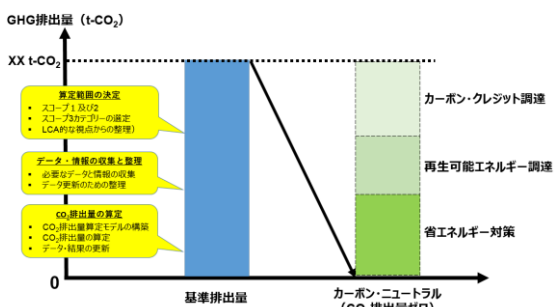
CDPの気候変動に関する調査の2019年度報告書において、気候変動Aリストに選定されている日本企業は38社、米国の35社、フランスの22社など欧米の国々を抑え、第1位となりました。ESG投資やSDGsの活動へ関心が集まる中、企業によるCO₂排出量削減に対する姿勢はますます活発化しています。そうした中、カーボン・ニュートラルという言葉が様々なところで聞かれるようになりました。ある製品やサービスに対して使われることもあれば、企業が温室効果ガス削減目標として掲げていることもあります。しかし、このカーボン・ニュートラルという言葉、どのように定義されるのでしょうか？いくつかの機関が定義を公表していますが、内容は概ね似ています。例えば、環境省の定義は次のようなものです。

「市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガス排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。」(http://offset.env.go.jp/about_cof_cn.html)

この定義に従うと、カーボン・ニュートラルと主張するためには、その主張の対象となる製品や活動の範囲を自ら定義し、その範囲において発生している温室効果ガスの排出を算定し、自らのCO₂排出削減の努力とカーボン・オフセット等の施策により、算定したCO₂排出量をすべて埋め合わせられることが必要となります。ここで注意すべきことは、対象範囲を自主的に決めるため、同じカーボン・ニュートラルという言葉を使っても、内容が異なることがあるということです。特に、GHGプロトコルのスコープ3を範囲に含める場合、材料の調達から廃棄まで15種類に及ぶカテゴリーが対象となるため、どのカテゴリーまで考慮するかで、CO₂排出量と削減対策も大きく変わってきます。GHGプロトコルでは、温室効果ガス排出量の算定に当たり、妥当性、完全性、一貫性、透明性、正確性が求められており、スコープ3まで含めた範囲でカーボン・ニュートラルの達成を証明することは容易ではありません。

日本企業への影響

世界的にGHG排出削減への取り組みが強く求められるようになり、多くの企業がカーボン・ニュートラルという高い目標を公表するようになってきました。しかし、GHGプロトコルが求めている基本原則を踏まえ、明確な対象範囲の設定、CO₂排出量算定のためデータの整備、一貫性のある算定方法の確立により、CO₂排出量を決定し、それに対する削減対策を選定し、実行することでようやく達成できるものであり、大変な時間と努力を必要とするものです。カーボン・ニュートラルの設定と達成のイメージを図に示します。ERMは、スコープ1からスコープ3までを含む対象範囲の決定からCO₂排出量の算定、目標達成のための様々な施策の組み合わせを最も費用対効果の高い形でご提示するなど、カーボン・ニュートラルという高い目標を目指す企業に必要な活動をフルサポートできるサービス体制を有しております。



(安部 裕一)

ブレグジットとプロダクト・スチュワードシップ

2020年1月31日をもって英国(UK)は欧州連合(EU)を離脱し(Brexit, ブレグジット)、2020年12月31日までの移行期間に入りました。この期間中、EUの法令はUK・EU両方で適用され続けますが、その後UKではEU法令が効力を失い、UKの国内法令のみが適用されます。また、EU域内ではUKがEU法令の適用対象外となります。プロダクト・スチュワードシップの観点で特に事業者への影響が大きいのはREACH(Registration Evaluation and Authorisation of Chemicals)です。

移行期間終了後、UKではEU-REACHに代わり、新たな国内法としてUK-REACHが発効されます。UKへ化学品等を輸入する場合には、UK-REACH上の法的責任を担うべく、UK内に輸入者または唯一の代理人(OR)を立てる必要が生じます。

EU-REACH登録を行った事業者が移行期間終了後もUKで製造あるいは輸入し続けるためには、2021年4月30日までにUKの安全衛生庁(HSE)への届出が必要となります。届出後は、物質のトン数帯や危険有害性に応じて2~6年間の期間のうち承継手続きを完了させる必要があります。この承継手続きの際にはEU-REACH登録情報をそのままUK-REACHに適用することができることとなっていますが、UK当局によるEU-REACH登録文書へのアクセス方法は未定であり、場合によっては事業者が登録文書をUKのREACH-ITにアップロードする必要が生じます。

EU-REACH登録を行っていないUK国内の川下ユーザーがUKに化学品等を輸入し続けるためには、2021年10月27日までにHSEへの川下ユーザー輸入届出(Downstream User Import Notification, DUIN)が必要となります。その後、トン数帯や危険有害性に応じ、2~6年間の期間のうち登録を行う必要があります。

一方、移行期間終了後、UKはEU-REACHの適用対象外となるため、UKからEU域内へ化学品等を輸入する場合には移行期間終了までEU域内に輸入者またはORを立てる必要があります。また、EU-REACH登録を行ったUKの事業者がEU域内にて輸入し続けるためには、移行期間終了までにEU域内の輸入者またはORにEU-REACH登録を移管する必要があります。

REACH以外ではマーク制度にも大きな影響が考えられます。移行期間終了後UK国内(北アイルランドを除く)では原則CEマークが無効となり、所定の条件を満たさない限り、国内で上市するためにはUKCAマークへの対応が求められます。UKとEUの両方で上市しようとする場合には要求事項を満たしたうえで二つのマークを表示することが必要となります。

日本企業への影響

移行期間終了後UKおよびまたはEUで事業を継続するためには上記のような法令対応が求められます。これは必ずしもREACHやマークにとどまりません。さらに今後、UKがEUと異なる方向性で法規制を行う可能性もあります。事業継続のためにはEUに加えてUKの法規制情報を定期的に更新し、タイムリーにビジネスに展開して必要な対応をとることが推奨されます。(今尾 夏美)

Newsletter全般に関するお問合せ: ERM.JapanNewsletter@erm.com

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社(以下「当社」とします)が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切しておりません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等(これに限らない)の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等(これに限らない)に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとします。また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。

なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ではございますが、ERM.JapanNewsletter@erm.comまでご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。